

性犯罪に関する刑事法検討会
意見要旨集（第6回会議分まで）

性犯罪に関する刑事法検討会
意見要旨集（第 6 回会議分まで） 目次

第 1	刑事実体法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方・・・・・・・・・・	1
	検討すべき論点第 1 の「3」の一つ目と二つ目の「○」についての議論 の前提とすべき事柄・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	被害者が一定の年齢未満である場合に，その者を「現に監護する者」に は該当しないものの，被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為 をしたときは，被害者の同意の有無を問わず，監護者性交等罪と同様に処 罰する類型を創設すべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	被害者の年齢を問わず，行為者が被害者の脆弱性，被害者との地位の優 劣・関係性などを利用して行った行為について，当罰性が認められる場合 を類型化し，新たな罪を創設すべきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	同一被害者に対して継続的に性的行為が行われた場合において，個々の 行為の具体的な日時・場所を特定しなくても，個々の行為を包括する一連 の事実について 1 個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設す べきか・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	いわゆる性交同意年齢の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲・・・・・・・・・・	7

第 1 の 3 及び 4 は第 5 回会議分まで，第 1 の 5 は第 6 回会議分までを掲載

意見要旨集

第1 刑事実体法について

【第5回会議分まで】

3 地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方

検討すべき論点第1の「3」の一つ目と二つ目の「○」についての議論の前提とすべき事柄

地位・関係性を利用した被害の実態

- 性暴力が発生するプロセスにおいては、加害者が被害者に対して言動を用いて力関係を作り出すことにより、被害者は抵抗や拒否ができない状態に追い詰められていく
- 明確な暴行・脅迫がなくても、被害者の脆弱性、様々な意味での立場の弱さ、利害関係、依存関係が利用された場合には、被害者は抵抗できない
監護者性交等罪では処罰されない被害
 - 犯罪として処罰される家庭内の性虐待の範囲は狭く、監護者性交等罪の「現に監護する者」に、きょうだいや祖父母、おじ、おば、同居していない親などは含まれないし、18歳を超えた者の被害は、まだ見逃されている
 - 13歳以上の者が、別居中で養育費を支払っていない父親からわいせつな行為をされた場合には、「現に監護する者」に当たらず、暴行・脅迫がなければ性犯罪とならない
 - 子供にとって、学校の教師、養護施設の職員からの被害は、抵抗すると、子供自身の生活環境や生活する社会が壊されるというリスクがあるものである
 - 長期間にわたる継続的な性的虐待の事案では、被害者の年齢に関係なく、安全な環境に逃げて治療を受け、一定期間が経過することによって、本人の自由意思が戻るものであると臨床上考えられることから、被害者の年齢で区切るのではなく、被害者の状態に合わせた規定が必要

被害者が一定の年齢未満である場合に、その者を「現に監護する者」には該当しないものの、被害者に対して一定の影響力を有する者が性的行為をしたときは、被害者の同意の有無を問わず、監護者性交等罪と同様に処罰する類型を創設すべきか

子供の被害の実態

- 思春期の子供の被害は、徐々に親密な関係を築いて子供をだまし、追い込むなどして性行為を強要する被害、理解力や力関係の差を利用する被害であり、時には、子供自身が「自分が同意した」と思い込まされている場合もある
- 閉鎖空間で行われる虐待は、子供の抵抗を封じ、子供に無力感や絶望感をもたらし、加害者に迎合する態度を強化するという心理学上の常識が、法律上きちんと扱われていない
- 子供は、深い傷つきの結果、親や学校の教師、スポーツのコーチ等から繰

り返される性的被害を恩恵と捉えるようなことさえある

- 子供が親族関係にある者に反抗したり抵抗したりすると、その親族が子供の衣食住を管理している者であるか否かにかかわらず、子供の家族関係・居場所が壊れることがある

被害者の同意の有無を問わない新たな処罰類型を設けることの要否・当否

- 児童福祉法では18歳未満の者への性行為は罪であるとされていることも踏まえ、教師という立場の大人が生徒という立場の子供に対し、性行為を含むような恋愛をすることは許されないと考えてもよいと思われる
- 保護者である親等と子供との関係については、ある程度の定型性があるが、学校の先生と生徒などの関係は、非常に不定型な部分があるため、そのような関係があるというだけで処罰するという規定を作ってはならない

被害者の年齢を問わず、行為者が被害者の脆弱性、被害者との地位の優劣・関係性などを利用して行った行為について、当罰性が認められる場合を類型化し、新たな罪を創設すべきか

- 逆らい難い上下関係がある類型について、178条の抗拒不能に該当するとして有罪にした事例と178条に該当しないとされた事例とを比較・分析し、その結果、178条を適用することができず救われない事案が多いのであれば、新たな立法が必要
- 178条の抗拒不能の程度は、177条の暴行・脅迫と同程度であると考えられているため、抗拒不能ではなかなか拾えないことから、ある程度類型化してくり出すことが必要
- 後見人、教師、指導者、雇用者、上司、施設職員がその影響力があることに乗じて性的行為をした場合を処罰する規定の創設が必要
- 上司のほかにも、教師や習い事の先生、就職活動先のOB・OG、フリーランスの人たちの取引相手、医療機関の医療職や心理職、福祉施設職員、利害関係、依存関係、脆弱性がある関係性など、いろいろな関係性が挙げられるところ、少なくとも、相手の人生や将来、経済状態等を決定する権限のある人たち、医療職や心理職、福祉施設職員のように、相手に力を行使したり、その人たちの生活、生命、精神状態を左右できるような立場にいる人たちによる性暴力は、きちんと罰することが必要
- 監護者の場合と比較して、学校の教師やスポーツのコーチなどの場合、その影響の程度は一様ではなく、仮に、一定の地位・関係性に基づく性行為を罰することとするとしても、相手に対する影響力の程度や当事者間の関係性を個別に認定し、あるいは、地位・関係性を悪用・濫用する具体的な行為を要求するなど、何らかの限定的な規定を検討することが必要
- 上司、先輩、教師といった権力関係にある者からの被害の防止のためには、刑事実体法の改定より前に、十分な情報提供や啓蒙活動を行い、職場・学校における性的な言動に起因する問題に関して被害者心理も踏まえた措置を講じるよう促し、職場・学校における意識改革を行うことが急務

同一被害者に対して継続的に性的行為が行われた場合において、個々の行為の具体的な日時・場所を特定しなくても、個々の行為を包括する一連の事実について1個の犯罪の成立を認めることができるような罪を創設すべきか

現行法の解釈による対処の可否

- 現行法の解釈上、複数の性交等ごとに別個の法益侵害が発生するので、各被害は併合罪となるのが原則であるが、判例は、継続的かつ長期間の暴行によって被害者が傷害を負った事件について、複数の暴行を包括的に評価した上で、傷害罪一罪の成立を認めているところ、複数の犯罪行為を包括的に評価できる判断基準は一樣ではないものの、同一の意思決定に基づく犯罪行為であり、かつ複数の犯罪行為の個性が乏しく、その個性を捨象して包括的に評価できることがポイントになるように思われるので、性犯罪についても、そのような複数の性交等について、同一の意思決定や人間関係に基づく犯罪であり、かつ、個別の犯罪行為の個性が乏しいと評価できる場合があるかが現行法の枠内でも問題となる

新たな罪の創設の要否・当否

- 長期間にわたり反復して虐待を受けた場合、被害者は複雑性PTSDなど深刻な被害を受けるにもかかわらず、個々の被害の日時・場所等の特定が困難であることを理由に加害者が何の処罰も受けないことは問題であり、具体的な日時・場所を特定できなくても、犯罪の成立を認める規定の創設が望まれる
- 家族からの性的虐待に限らず、子供の被害は継続的に起こることが非常に多いが、嫌な出来事なので何も記録しておらず、日時と場所を正確に結び付けることが難しいという子供がたくさんおり、また、そもそも、脳の発達上の問題から子供にとって日時の特定は難しいので、日時・場所と性的行為を正確に結び付けて特定できなくても犯罪と認めるべき
- 実務上、被害日時の特定のための捜査として、例えば、被害者の携帯電話機に被害日時の特定のきっかけとなる出来事の記録がないかなどを調べているものの、一貫した供述を得られるかという問題もあり、対応に苦慮している
- 新たな罪を設けたとしても、その罪の構成要件に該当する事実は立証される必要があるから、日時・場所の特定は困難であるものの、継続的な性的行為が行われたこと自体は確かであるという事案が実態としてどのくらいあるのかを検討することが必要

新たな罪を創設する上での実体法上の検討課題

- 新たな罪を創設する場合には、立証の緩和の問題とは別に、これを一罪として処罰する根拠が何であるか、罪の性質や要件とともに検討することが必要
- 新たな罪の法定刑につき、包括一罪と同様に1回の行為の場合と同じ法定刑とするのか、それとも、より重大な侵害を伴うものとしてより重い法定刑とするのか、その場合に併合罪加重による上限を超えた法定刑とするのかを

検討することが必要

新たな罪を創設する上での手続法上の検討課題

- 新たな罪を創設することとしても、実務上は、営業犯や常習犯については、一罪であるからといって、当然に日時・場所等を特定しない形での記載が許されるとは考えられていないようであるから、新たな罪について個々の行為の日時・場所等を特定しないことが訴因の記載として十分と言えるかを検討することが必要
 - 起訴状においては、審理対象を明らかにして二重起訴を防止する観点からも、被告人の防御の観点からも、できる限り日時・場所を特定する必要があるが、犯罪の性質なども踏まえ、一定の幅をもった時期、行為態様、被害状況などとあいまって、ほかの機会における他の事実と区別できる程度に特定できているのであれば、厳密に日時・場所を特定しなければならないとは理解されていない
 - 個別の日時・場所が特定されていないと、被告人が事実を争った場合、検察官が主張する事実と別の事実を主張するという形での反証が困難又は不可能になるという問題がある
- その他
- 新たな罰則を設けるのではなく、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に性的虐待を含めた虐待についての規定を作り、保護者への介入や教育を充実させていくことに意味がある

4 いわゆる性交同意年齢の在り方

暴行・脅迫や被害者の同意の有無を問わず強姦性交等罪が成立する年齢を引き上げるべきか

被害の実態

- 13歳以上であっても、思春期の子供は、徐々に親密な関係を築かれてたまされたり追い込まれたり、理解力や力関係の差を利用されたりして被害に遭うことがあり、子供自身が性行為に自ら同意したと思込まれている場合もあるが、その後、自責感や自尊心の低下が生じ、自殺や物質依存、性問題行動を起こすといった問題が生じる

いわゆる性交同意年齢を引き上げることの要否・当否

- 子供の被害は、加害者が、子供の理解力の未発達、脆弱性、大人より狭い世界で生きていることを利用するので、そのプロセスが第三者から見ると分かりにくい場合も少なくないから、暴行・脅迫や抗拒不能の要件の変更とは別に、少なくとも義務教育年齢の子供たちを被害から守るという意味で、いわゆる性交同意年齢を上げていく必要がある
- 現行法の13歳という年齢は、発達段階にある子供を保護するという視点が欠けており、脳の成長が25歳くらいまでかかることや、子供の社会経験の乏しさからすると、少なくとも16歳未満の義務教育を受けている者は保護される必要があるし、それとは別に、例えば、大人による18歳未満の者の搾取を防止する規定を設けるなど、年齢層ごとに、それぞれ保護の在り方を定めるべき

いわゆる性交同意年齢を何歳とするか

- 少なくとも16歳未満（義務教育年齢）とすべき
 - 刑事責任年齢と同じ14歳まで引き上げることにはさほど抵抗はない
- 行為者の年齢に関する要件の要否・当否
- 例えば、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げた場合、14歳や15歳同士の性的行為が問題となるが、16歳未満同士の行為を処罰対象から除く方法や、被害者に対する信頼的地位に就いている者に限り訴追されるようにする方法などが考えられる
 - いわゆる性交同意年齢を一定の年齢まで引き上げた場合には、中学生や高校生同士のキスや性行為についても両当事者とも処罰対象となるため、何らかの対応が必要となるところ、その対応策として、行為者と被害者に一定の年齢差がある場合にのみ処罰することが考えられるが、その場合、なぜ両当事者の年齢が近い場合には違法ではない行為が、年齢が離れている場合には違法となるのか、年齢差要件を設ける根拠と処罰の正当化理由が問題となる
 - 両当事者が一定の年齢差以上である場合を処罰するという要件を定める場合であっても、例えば、13歳未満は絶対的に保護されるべき年齢として年齢差要件を設けないこととし、13歳以上16歳又は18歳未満の場合には年齢差要件を設けるといった方策も考えられる

- 子供が性教育をきちんと受けておらず，意思決定において脆弱であるということは，加害者とされる側についても同様であるから，性犯罪について当罰性のある年齢が何歳であるかも検討すべき
- 両当事者に一定の年齢差がある場合を処罰することとした場合，年齢が高い者が必ず優位であるわけではないことも考慮すべき
- いわゆる性交同意年齢の引上げについては，これを引き上げた上で行為者と被害者の一定の年齢差を要件とするのか，それとも，年齢差という地位・関係性を利用した犯罪類型として処罰するのかを更に検討することが必要
その他
- 子供の性的な問題行動の背景には，性教育を受けていないことのほか，暴力の被害に遭っているなど別のトラウマが原因となっている場合もあり，そのような子供に対する教育や支援が必要

5 強制的性交等の罪の対象となる行為の範囲

強制的性交等の罪の対象となる行為に、身体の一部や物を被害者の膣・肛門・口腔内に挿入する行為を含めるべきか

被害の実態

- 被害者支援や臨床の場合などで被害当事者等から話を聞くと、挿入に用いられる身体の一部の例として手指、舌、腕、拳、足などが、挿入に用いられる物の例として鉄パイプ、割り箸、木刀、角材、瓶、男性器を模した性具、バイブレーターなどがあり、特に、子供が被害に遭う場合や女性に加害者である場合に、手指や物を挿入する例があるほか、集団による犯行において、ある者は男性器を挿入し、ある者は瓶を挿入するという場合もある
- 通常体に入れられることがない文房具、木刀、靴べら、瓶、電球、モップの柄などを身体に挿入される被害が現実に行われているし、性的ないじめやDVの中で、虐待的に、性的な辱めとして物を挿入される被害では、被害者がレイプ被害を受けたと認識しづらく、加害者もそれを罪として認識しづらい
- 膣に陰茎が挿入される場合には妊娠のリスクがあり、肛門に陰茎を挿入される場合には性感染症や炎症、臓器損傷のリスクがあるが、肛門への指の挿入でも傷がつくリスクがあるし、鉄パイプや割り箸の挿入ではほぼ間違いなく傷がつき、著しい臓器損傷のリスクもある
- 性的マイノリティーの人たちを始めとし、様々な方法による性行為が行われていることをも踏まえて議論すべき

身体の一部や物を膣・肛門・口腔に挿入する行為を含めることの要否・当否

- 被害者側に起きることからすると、同意なく身体に挿入されること自体がレイプであり、挿入されるものが男性器であろうと指であろうと、性具やその他の物であろうと、また、挿入される場所が口腔、膣、肛門のいずれであろうと身体的侵襲であるから、これらの行為をいずれも強制的性交等罪とすべき
- 男女約3,000人ずつを対象に調査を行ったところ、基本的に、肛門・膣への手指・物の挿入と、口腔・肛門・膣への男性器の挿入との間には、精神的反応に差がないことが分かっており、性的侵襲という観点から考えると、挿入されるものが何であるかを問う必要はない
- 物を挿入する行為については、行為者に性的意図があったか否かが問題とされ得るが、例えば、いじめの一環として肛門や膣に物を挿入する行為も、相手を性的におとしめる意図によるものであるし、被害者にとっては性的に虐げられることになるから、これらを含めてもよい
- 心理学や精神医学の分野では、「レイプ」には身体の一部や物の挿入を含むことが一般であり、レイプ被害者の精神的影響に関する海外の調査結果もそれを前提としていることが多い
- 諸外国の法制では、身体の一部や物を性器や肛門に入れる行為を性交と同程度に処罰している国が多く、少なくとも、膣と肛門への物や指の挿入行為は強制的性交等罪の対象とすべき

- 平成29年改正において肛門性交及び口腔性交を強制性交等罪の対象に追加した際の議論を前提とすると、第一に、強制性交等罪は強制わいせつ罪の加重類型であり、性的意味が乏しい行為を強制性交等罪の対象に含めることはおよそ正当化し難いところ、口腔内への物や指の挿入など性的意味が乏しい行為も存在することから、性的な意味が明らかであって、性的な侵害行為と評価できるものに限って追加することが必要であり、第二に、行為態様を追加する場合には、これに該当する行為が全て強制性交等罪と同程度の悪質性・当罰性を有することが必要であるところ、身体の一部や物を挿入する行為については、同罪と同程度の当罰性を有する行為も多数あるものの、全ての行為が同程度の当罰性を有するかについては若干の疑問がある
- 仮に性的侵襲を処罰対象とするとしても、物や身体の一部を挿入する行為を規定する場合、それが性的であるか否かをどのようにして区別することができるのか疑問

現行法の下での対応

- 強制わいせつ罪の法定刑の上限は10年であり、また、致傷結果が生じた場合は強制わいせつ致傷罪としてより重い処罰が可能となるから、新たな構成要件を設けなくても、検察官が被害者の精神的な苦痛を含めて丁寧に立証すれば、量刑上の問題を解決することができ、実質的な解決は可能
- 現状では、手指や物の挿入を伴う強制わいせつについては、行為が複数回にわたって長期化している事案や致傷の結果を伴う事案では、それに応じて重く処罰されている一方で、執行猶予が付される事案も相応にあり、量刑傾向として、強制わいせつ罪の法定刑の上の方に張り付いているとか、下の方はおよそないというわけではなく、必ずしも現在の法定刑の枠内で適正な量刑が困難であるというわけではない
- 身体の一部や物の挿入は、身体への侵襲や性的な侵害という点において性交等と差がなく、被害者は深刻な精神的影響を受けているのに強制性交等罪と区別されていることが問題なのであり、強制わいせつ罪の中で重く処罰すれば足りるというものではないし、そのような行為が強制性交等罪に当たらないとされているため、それが社会的に軽いものと捉えられ、量刑に適切に反映されてこなかった可能性もある

考えられる規定の仕方

- 例えば、「わいせつな行為であって、かつ、身体への侵入を伴う行為」を処罰する類型を設けることとすれば、性的性質のない行為が処罰対象となるとの懸念は解消されるが、さらに、それを強制性交等罪と同じ重さで処罰すべきかという問題もあり得るところ、対応策としては、強制性交等罪の対象にこれらを含める方法のほかに、強制性交等罪とは別に類型を設けて、強制性交等罪と同じ法定刑により、又は、強制わいせつ罪と強制性交等罪の中間に位置する法定刑により処罰する方法も考えられる
- 現行の強制性交等罪では、挿入する方もされる方も、加害者と被害者のいずれにもなり得ることとされているが、物の挿入については、挿入される側はと

もかく、挿入する側が性交等の被害者と同程度の被害を受けるとは説明し難いように思われるから、強制性交等罪とは別類型とする方がよい